平成２５年（フ）第２１８号
福岡県宗像市池浦６番地319
債務者　石橋誠一郎
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４９号
福岡市南区塩原１丁目５番12号
債務者　松田よし子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９３号
福岡市早良区次郎丸４丁目１番46号
債務者　山津　愛子（旧姓新垣・正時）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７３号
福岡県宗像市三倉３番23号
債務者　川渕　達則
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１１８号
福岡市城南区片江５丁目12番８号
債務者　福永眞千子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５８号
福岡県太宰府市高雄３丁目4227番地40
債務者　太田　昭一
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６１号
福岡市東区名島５丁目34番25号
債務者　吉田　卓司
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７６号
福岡市西区周船寺１丁目16番24―103号
債務者　目良　秀一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９９号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2270番地１藤野運輸興業株式会社内
債務者　沓形　忠則
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２０５号
福岡県糸島市篠原西３丁目４番１号　101
債務者　福田　土生
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１３号
福岡県古賀市中央３丁目９番６号
債務者　岩崎　　勉
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２４号
福岡市南区柏原６丁目７番７号
債務者　江渕　　孝
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２８号
福岡市中央区笹丘１丁目26番９号
債務者　鶴原　　良
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３４号
福岡県大野城市瓦田１丁目14番13号カナディアンハイツ橋本１Ｆ106号
債務者　吉岡　親善
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２４７号
福岡市東区馬出６丁目17番30―506号
債務者　谷もとこと　谷本　　猛
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２５７号
福岡市西区横浜２丁目20―17Ｃｏｎｆｏｒｔｏ　Ｍ横浜１階105号室
債務者　矢野こずえ
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６６号
福岡県糟屋郡志免町王子２丁目７番16号
債務者　中西　　彰
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７３号
福岡市城南区田島４丁目17番30―105号
債務者　浅野　雅美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部